


マイナンバー制度のごあんない

2016年1月から 税の申告・申請手続きでは、**マイナンバーの記載**と**身分証明書の提示**が必要となりました。(一部の手続きを除く。)



(1) 本人が窓口に来局する場合の必要書類 (代表例)

順位	番号を確認する書類	身元を確認する書類
1	マイナンバーカード	
2	住民票(番号付き)(写) または 通知カード※ 	運転免許証 または パスポート または 公的医療保険の資格確認書

(2) 代理人が窓口に来局する場合の必要書類 (代表例)

次のⅠ～Ⅲの書類をそれぞれ1つずつご用意ください。

Ⅰ 委任状

Ⅱ 代理人の個人番号カード、運転免許証、パスポート

Ⅲ 本人の個人番号カード、通知カード※、住民票(番号付き)(写し)

※ 通知カードは、記載事項(住所、氏名等)に変更がない場合に限り、番号を確認する書類として使用できます。

詳しくは、各県民局税務部又は岡山県総務部税務課(086-226-7241)までお問い合わせください。

岡山県

マイナンバー制度に関するQ & A

Q

なぜ、税関係書類にマイナンバーの記載が必要になるのですか。

A

番号法や地方税法、県税条例等の改正により、不動産取得税の申告書や納税証明書の申請書等にマイナンバーを記載していただくこととなりました。所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながるのと同時に、今後、年金や福祉の申請で書類の添付が減るなど県民の皆様の利便性の向上が図られます。

Q

今後は、申告や申請を行う際、必ず窓口に行かなければならないのですか。

A

これまでと同じように郵送による申告・申請も可能です。郵送の場合は、申告書・申請書に加え、本人確認に必要な書類（通知カード+運転免許証など表面参照）のコピーを添付してください。「本人確認書類には、どのようなものがあるか」など、ご不明な点は、下記お問い合わせ先へお尋ねください。

【各県民局税務部お問い合わせ先（窓口）一覧】

事務所	管轄区域	担当課名	電話番号
備前県民局税務部 〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1	岡山市、玉野市、備前市、 瀬戸内市、赤磐市、 和気町、吉備中央町	(不動産取得税の申告) 不動産取得税課	(土地、既存家屋) 086-233-9818 (新築家屋) 086-233-9817
		(納税証明書の申請) 収納管理課	086-233-9810
		(不動産取得税の申告) 不動産取得税課	(土地、既存家屋) 086-434-7019 (新築家屋) 086-434-7018
備中県民局税務部 〒710-8530 倉敷市羽島 1083	倉敷市、笠岡市、井原市、 総社市、高梁市、新見市、 浅口市、早島町、里庄町、 矢掛町	(納税証明書の申請) 収納管理課	086-434-7012
		(不動産取得税の申告) 課税課	0868-23-1273
美作県民局税務部 〒708-8506 津山市山下 53	津山市、真庭市、美作市、 新庄村、鏡野町、勝央町、 奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町	(納税証明書の申請) 収税課	0868-23-1364